

2010年9月13日

各位

一般社団法人フォレストック協会
理事長 山本 恵一郎

フォレストック認定制度規定集の変更及び調査仕様の制定についてのお知らせ

拝啓 初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、平成22年4月社団法人日本林業経営者協会から当協会にフォレストック認定制度が移管されて以降、平成22年4月1日付「フォレストック認定制度規定集」の見直しを継続的に協議して参りました。

この度、当協会では、当協会理事会の承認を経て平成22年9月13日付「フォレストック認定制度規定集」及び「フォレストック認定における調査仕様」（以下「新规定集等」といいます。）を制定致しました。

主要変更点は下記のとおりですが、変更箇所は多岐に渡りますので、制度関係者（認定取得者（取得希望者）、森林認証機関、審査機関、販売総代理店、販売代理店、最終取得者及び取得希望者等）の方々におかれましては、新规定集等をご確認下さい。

敬具

記

1. フォレストック認定取得者の類型の追加

新規に認定を取得する方の類型が以下の3つとなりました。

- ・CO2吸収量販売委託型（従来型、原則型）
- ・CO2吸収量自己販売型（例外）
- ・CO2吸収量非販売型（例外）

なお、これらの類型の追加に伴い、認定取得手続（必要書類）及びCO2吸収量自己販売型のCO2吸収量の販売に関する規定が追加又は変更になっておりますので、認定取得を希望者されている方は新规定集等の該当箇所をご参照下さい。

2. 調査仕様

調査仕様に関し、以下の項目について変更を行いました。

- ・旧規定集からの調査仕様の分離（別冊化）。
- ・調査仕様の構成の変更。
- ・森林認証機関による作成資料（「その他成果品」）の保存期間の規定追加。
- ・自然災害及び主伐面積等が大きい場合等で、齢級別の森林資源構成が大きく変化したことが判明したときのCO2吸収量算定の見直し。
- ・分収林及び共有林における材積増大量の算定について。

認定取得者、新規に認定の取得を希望される方及び森林認証機関は、平成 22 年 9 月 13 日付「フォレストック認定における調査仕様」をご参照下さい。

3. ラベリング制度

CO2 吸収量を購入する企業又は購入を予定している企業の商品等に、当協会の商標（「フォレストック」「Forestock」及びロゴマーク）を貼付する等の行為（「ラベリング」）を、当協会が、一定の条件のもと当該企業に認めることに致しました。

以上